

地震・・・その時に備えて！！

★耐震改修する方は、補助金が受けられます。

この事業は、耐震診断などにより補強の必要があると診断された住宅の耐震改修工事を行う方に、市が県の補助制度を活用して行うものです。

対象住宅(※対象となる住宅は、①に該当し、②または③の判定が必要となります)

- ①県木造住宅耐震診断マニュアルなどに基づいて耐震診断を行った結果、総合評点が0.7未満の住宅
- ②補強計画は、(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」などにより総合評点が1.0以上となるように耐震改修工事を行う住宅。
- ③(社)県建築士事務所協会などの建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたもの。

対象工事

- 基礎、柱、はり、筋かい(耐力壁)の補強または軽量化のための屋根の葺き替え工事などによる改修工事。
 - 補強計画策定費(一般耐震診断、補強設計)
- ※増・改築工事及び耐震性を伴わないリフォームなどの工事は除きます。

補助額 耐震改修工事費の1/2かつ60万円を限度として補助します。

その他 ○市税(市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)を滞納している方は受けられません。
○耐震補強工事の契約及び着工は、必ず補助金交付決定後としてください。

問合先 基盤整備課 建築・住宅担当

★調べてみよう！「住まいの耐震性」

地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、市では木造個人住宅の「耐震診断」を実施します。この事業は、希望する皆さんの家に「耐震診断技術者」を派遣し調査を行い、市民の耐震対策を支援するものです。

調査対象建物(診断の対象は、次の条件をすべて満たすものです)

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で、建築された住宅
- 木造の個人住宅で2階建て以下の建物(長屋及び共同住宅以外の建物)
- 所有者が市内に住所を有し、かつ、自らが居住しているもの

診断費用 無料

募集戸数 10戸(先着順)

問合先 基盤整備課 建築・住宅担当

★「住宅用火災警報器」の設置について

全ての住宅に火災警報器などの設置が義務付けられています。

※新築家屋は平成18年6月1日から施行されています。

既存家屋は平成23年6月1日から施行します。

住宅用火災警報器とは住宅内での火災の発生をいち早く感知して警報ブザーや音声によって知らせる装置で「煙を感知する煙式」と「熱を感知する熱式」の2種類があり、どちらにも「電池を使うもの」と「家庭用電源(AC100V)を使うもの」があります。**寝室と階段の上部**に設置が義務付けられますが、**台所**などにも設置をおすすめします。

また、既存住宅については平成23年5月31日までは住宅用火災警報器などの設置、維持は猶予されますが、できるだけ早期に設置することが必要です。

購入する際は、技術上の規格に適合したことを証明する右の鑑定・認定マークの貼付された製品を推奨します。

問合先 消防本部 予防査察担当 ☎(43)1119



UL規格適合マーク



日本消防検定協会鑑定マーク



東京消防庁確認マーク



建築・住宅担当

基盤整備課

問合先

10戸(先着順)

募集戸数

10,000円

補助額(1箇所の調査費)

は店舗等併用住宅。

住宅、長屋共同住宅また

自らが居住している住

対象建築物

い方

税などを滞納していな

市内に住所を有し、市

対象者

について補助を行います。

アスベスト調査費用の一部

市民の皆さんが実施される

環境不安に対処するため、

市では、市民の健康や

原因と見られる健康被害

が問題となっています。

などアスベスト(石綿)が

現在、肺がんや中皮種

★家のアスベスト調
査を実施してみませ
んか